



2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2026年2月13日

上場会社名 昭和ホールディングス株式会社 上場取引所 東
 コード番号 5103 URL <http://www.showa-holdings.co.jp>
 代表者(役職名) 代表取締役社長 (氏名) 此下 竜矢
 問合せ先責任者(役職名) 取締役最高財務責任者(氏名) 庄司 友彦 (TEL) 04(7131)0181
 配当支払開始予定日 —
 決算補足説明資料作成の有無 : 無
 決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2026年3月期第3四半期の連結業績 (2025年4月1日～2025年12月31日)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
2026年3月期第3四半期	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年3月期第3四半期	6,438	△1.7	△178	—	△657	—	△375	—
(注) 包括利益 2026年3月期第3四半期		△620百万円(—%)	2025年3月期第3四半期		192百万円(—%)			
			潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益					
			1株当たり 四半期純利益					
2026年3月期第3四半期		円 錢	円 錢		円 錢		円 錢	
2025年3月期第3四半期		△4.95	—		—		—	

(2) 連結財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率	
2026年3月期第3四半期	百万円		百万円		%	
2025年3月期	5,646		2,359		21.8	

(参考) 自己資本 2026年3月期第3四半期 1,232百万円 2025年3月期 1,634百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2025年3月期	円 錢	円 錢	円 錢	円 錢	円 錢
2026年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年3月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2026年3月期の連結業績予想 (2025年4月1日～2026年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
通期	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	円 錢
	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更
新規 一社（社名）— 、除外 1社（社名）常盤ゴム（株）

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年3月期3Q	76,293,426株	2025年3月期	76,293,426株
② 期末自己株式数	2026年3月期3Q	446,040株	2025年3月期	446,390株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2026年3月期3Q	75,847,478株	2025年3月期3Q	75,847,109株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は : 有（義務）

監査法人によるレビュー

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等につきましては、添付資料5ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	4
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	5
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	6
(1) 四半期連結貸借対照表	6
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	8
四半期連結損益計算書	8
四半期連結包括利益計算書	9
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	10
(継続企業の前提に関する注記)	10
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	10
(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)	10
(追加情報)	10
(セグメント情報等の注記)	15
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	16
3. その他	17
継続企業の前提に関する重要事象等	17
訴訟の提起等	22
[独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書]	23

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループは当第3四半期連結累計期間においては、売上高・営業損益・経常損益・親会社株主に帰属する四半期純損益は減収減益となりました。売上高は6,438,722千円（前年同期比1.7%減）、営業損失は178,114千円（前年同期は営業利益6,617千円）、経常損失は657,564千円（前年同期は経常損失260,079千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は375,741千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失186,855千円）となりました。

売上高、営業利益につきましては、食品事業は好調に推移しました。コンテンツ事業は編集やカードゲーム開発の受注状況は堅調に推移する一方、ロイヤリティ収入が減少し、減収減益となりました。また、スポーツ事業におきましては、キャンペーン等の実施により売上高が増加する一方、費用が増加し減益となりました。ゴム事業におきましては第1四半期連結会計期間の期首から連結子会社1社を連結から除外したため、減収減益となりました。連結除外による影響は今後も継続いたします。

経常損失につきましては、Digital Finance事業を行う持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下、「GL」といいます。）およびGLの連結子会社の業績が訴訟対応の費用負担により厳しい状況が続いていることなどから経常損失を計上しております。

特別利益に持分法適用関連会社2社の株式譲渡による関係会社株式売却益を計上しましたが、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しております。

当社といたしましては、短期的な景気判断や収益について一つ一つ適切に対処しつつも、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(食品事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は3,686,759千円（前年同期比7.9%増）となり、セグメント利益（営業利益）は212,016千円（前年同期比6.7%増）となりました。

当事業は、明日香食品株式会社並びに同子会社グループが営む、「ちょっと食べる」喜びを毎日世界へをミッションに、和菓子等、とりわけあんこ餅、わらび餅等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。

売上面では、数年間継続している食料品等の価格上昇と高止まりから、当社が扱う嗜好品への消費者の支出が減少する傾向が見られます。またマクロ経済から見ても、民間消費支出は低調であり、消費者の購買意欲が減退していることが当事業の環境を悪化させております。また従業員の賃上げを積極的に行っており、費用は増加しております。一方でできる限りお得感を保つ施策を堅持したことにより、東西事業部とも売上が増進しました。当第3四半期連結累計期間における売上高につきましては増加し、利益面に関しても着実に増益となりました。この結果は「ちょっと食べる喜びを毎日お届けする」ミッション遂行のために「お得感」を重視しつつも、ベースアップなどで従業員還元を行い、徹底したコスト管理や商品開発によってバランスを取った結果であり、当事業の目指す姿を体現できているものと評価しております。

最近では、当社グループの株式会社ウェッジホールディングスと協力して進めておりますSNSを活用した当社商品のブランディングに注力してまいりましたことも影響し、戦略商品の拡販が進んでおります。『「わらび餅」の明日香野』、『こし自慢明日香野』『桜餅（道明寺）の明日香野』が定着しつつあり、今後のさらなる拡販につながるものと期待をしております。SNSから波及して今年もマスマディアでも継続的に取り上げられております。これらにより、中期経営計画「深耕と進化」の基本方針である「もちのプロ 開発力・製造力強化、ブランディングを確立する」を果たし、業績の拡大を図ってまいります。

(スポーツ事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収減益となりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は910,068千円（前年同期比4.3%増）となり、セグメント損失（営業損失）は45,395千円（前年同期はセグメント損失34,004千円）となりました。

当事業は、創業事業でありますアカエムソフトテニスボールを中心とした、ソフトテニス関連事業とテニスクラブ再生事業を柱としております。一方、一昨年より開始した旅行事業（ランニングに関わるスポーツツーリズム事業）を、当社グループの株式会社ウェッジホールディングスと協力して進めております。

ソフトテニス事業におきましては、中高の部活動がコロナ禍以前の活気を取り戻すことができない状況が続いております。このような状況の中、第2四半期連結累計期間まで「ソフトテニス応援 値下げキャンペーン」を実施しておりましたが、当第3四半期連結会計期間より、ソフトテニスボールの希望小売価格を「ソフトテニス応援 値下げキャンペーン」を行なっていた時と同価格とし、ソフトテニスボールの値下げを実施しました。業界への貢献とソフトテニスユーザーの活動のさらなる活性化をすることで、ミッションに掲げている、「スポーツコミュニティの活性化」をはかって参ります。これにより売上高は前年同期に比べ増加いたしました。

テニスクラブ再生事業では、コロナ禍以来、また昨今の物価高騰を受け、新規獲得による会員数の増加は鈍い状態となっておりますが、ソフトテニスクラスやランニングクラス、卓球スクールなどを拡大し、クロススポーツ展開により、会員数の増加を図っております。

ランニング・ツアー事業におきましては、当第3四半期連結会計期間においても規模の大きなツアーを多数企画しており、その集客に積極的に取り組んでおります。各ツアーで前年を超えるユーザーにご参加いただき、好評のもと終了することが出来ました。今後、旅行事業の中においてもマルチスポーツ化を進め、中期経営計画の重要施策である事業ノウハウの横展開を進めてまいります。

第4四半期以降においても、ソフトテニスボールの販売強化、テニススクールでの新規ユーザーの獲得、ツアーの顧客獲得に注力し業績の回復を図ってまいります。

(ゴム事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高1,296,507千円（前年同期比22.9%減）となり、セグメント利益（営業利益）は26,240千円（前年同期比71.6%減）となりました。

減収減益の大きな要因といたしましては、当第3四半期連結累計期間の期首から連結子会社1社を連結から除外したことによるものです。

当事業は、当社グループの創業以来の事業で、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であり、日本国内のみならず、タイ王国、マレーシア、ベトナム社会主義共和国などにおいて事業展開をし、ゴムライニング事業とプレス関連事業に分かれております。

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績につきましては、当社は主に化学、金属、半導体などの工場設備投資に関わる事業であり、国内の製造業を中心とする民間企業設備投資に大きく連動する事業です。昨年後半からIT投資などを除けば民間設備投資は低調に推移しており、下押しの影響を受けました。このため当第3四半期連結累計期間における工場内作が減少いたしました。しかしながら、鹿島地区、千葉地区、静岡地区において大型現地工事を受注したことにより、事業売上高は順調に推移いたしました。この中でゴムライニング防食施工については、東日本における大手施工会社としてオンライン企業としての地位が確立され、今後においても顧客密着を図り、全体のスピード化を進めることで、現地補修案件を獲得すると共に、更なる売上げ増、利益増を目指します。プレス関連商品につきましても、昨年には値上げが認められた経緯もあり、また現状は大型工業用製品のばらつきはあるものの増産依頼もある状態です。これらにより今後、利益率が改善した状態での売上増加が可能であると考えております。

今後とも日米貿易交渉の悪影響が不透明であり、当事業の顧客の設備投資が見通せない状態です。当事業は景気悪化、特に国内設備投資悪化に対して半年程度遅行して影響が出る業種である一方、新政権発足により明確に国内の設備投資を取り巻く環境は良くなっていると考えております。また、原子力発電所の再稼働につきましても、注視してまいります。

(コンテンツ事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は520,099千円（前年同期比7.3%減）、セグメント利益は92,831千円（前年同期比49.1%減）となりました。

これは、人件費の増加に加えて新規事業に取り組んだことによる事業経費が増加したことによるものです。

当事業は、主にゲームの企画開発や漫画やアニメ、ゲーム等のエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の企画編集、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画開発など、コンテンツ商品の企画開発分野で独自性を持

って展開しております。

現在、コンテンツ事業においては長年の不振を払しょくし、過去10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産性の改善、コストの適正化を図ってまいりました成果が実を結んでいる結果、長期的に利益改善をしてまいりました。

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績につきましては、ゲーム企画開発、書籍編集、その他コンテンツ関連企画開発等の受注が堅調に推移しましたが、人件費の増加に加えて新規事業に投下した事業経費が利益減少の要因となりました。しかしながら、これらの事業経費は今後のさらなる成長に向けた投資的費用であり、長期的には今後の利益に貢献するものと考えております。

今後は、中期経営計画でお知らせいたしておりますように、国内の新規事業展開と海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

(Digital Finance事業)

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業ですが、当社グループの重要な事業であるため解説しております。

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当第3四半期連結累計期間における売上高は1,206,300千円（前年同期比48.4%減）、投資損失（注）は604,970千円（前年同期は投資損失321,253千円）となりました。（注）連結損益として取り込んだ持分法投資損失

Digital Finance事業を営むGroup Lease PCL. やその子会社がJ Trustグループとの係争を踏まえて大型の裁判を行っていること、などから全営業国において保守的なリスクマネジメントのために新規貸付を抑制し、回収に注力してきました。この結果、売上高・セグメント利益ともに減少しており、訴訟対応の費用負担により厳しい状況が続いており、今後数年間はこの状況が継続するものと考えております。今後は、国別商品別の状況に応じて、新たな再成長を目指しております。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における資産残高は、5,646,334千円（前連結会計年度末比879,007千円減）となり、流動資産は、4,237,727千円（前連結会計年度末比1,185,255千円増）、固定資産は、1,408,607千円（前連結会計年度末比2,064,263千円減）となりました。

流動資産増加の主な原因是、第1四半期連結会計期間においてゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる現金及び預金の減少がございましたが、当社連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスにおいて持分法適用関連会社2社の株式売却による現金及び預金の増加（前連結会計年度末比1,357,636千円増）、主にスポーツ事業、ゴム事業及びコンテンツ事業において商品及び製品の増加（前連結会計年度末比32,219千円増）、主にゴム事業及びコンテンツ事業において仕掛品の増加（前連結会計年度末比14,318千円増）、主に食品事業において原材料及び貯蔵品の増加（前連結会計年度末比32,058千円増）といった増加要因、ゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる受取手形及び売掛金の減少（前連結会計年度末比60,074千円減）、貸付債権の未回収金額を引当金計上したことによる貸倒引当金の増加（前連結会計年度末比226,109千円増）といった減少要因によるものです。

固定資産減少の主な原因是、主に第1四半期連結会計期間においてゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる建物及び構築物の減少（前連結会計年度末比27,273千円減）、土地の減少（前連結会計年度末比37,785千円減）、投資有価証券の減少（前連結会計年度末比32,272千円減）および差入保証金の減少（前連結会計年度末比18,067千円減）、第1四半期連結会計期間において持分法適用関連会社であったEngine Property Management Asia Co., Ltd. 及びP. P. Coral Resort Co., Ltd. の株式を売却したこと、並びに持分法投資損失の計上等による関係会社株式の減少（前連結会計年度末比1,713,042千円減）、未収債権を引当金計上したことによる貸倒引当金の増加（前連結会計年度末比253,877千円増）といった減少要因によるものです。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債残高は、3,287,043千円（前連結会計年度末比131,844千円減）となり、流動負債は、2,107,195千円（前連結会計年度末比76,820千円増）、固定負債は、1,179,848千円（前連結会計年度末比208,664千円減）となりました。

流動負債増加の主な原因是、主に食品事業、スポーツ事業及びゴム事業において支払手形及び買掛金の増加（前

連結会計年度末比172,471千円増）、主に食品事業、ゴム事業及びコンテンツ事業において未払費用の増加（前連結会計年度末比72,864千円増）といった増加要因、返済および為替の影響等による短期借入金の減少（前連結会計年度末比73,232千円減）、返済および第1四半期連結会計期間においてゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる一年内返済予定長期借入金の減少（前連結会計年度末比56,629千円減）、納付等による未払法人税等の減少（前連結会計年度末比21,299千円減）、納付等による未払消費税等の減少（前連結会計年度末比13,278千円減）、支給等による賞与引当金の減少（前連結会計年度末比29,878千円減）といった減少要因によるものです。

固定負債減少の主な原因是、主に第1四半期連結会計期間においてゴム事業を営む常盤ゴム株式会社を連結の範囲から除外したことによる長期借入金の減少（前連結会計年度末比193,188千円減）によるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産残高は、2,359,291千円（前連結会計年度末比747,163千円減）となりました。

純資産減少の主な原因是、新株予約権の増加（前連結会計年度末比12,135千円増）の増加要因がございましたが、親会社株主に帰属する四半期純損失計上による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比375,183千円減）、為替換算調整勘定の減少（前連結会計年度末比32,092千円減）、非支配株主持分の減少（前連結会計年度末比357,686千円減）といった減少要因によるものです。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は連結業績予想の公表を差し控えておりますが、今後の世界経済は、不安定な中東情勢や日中関係の悪化、ロシア、ウクライナ紛争も続いており、インフレに大きな影響を与える可能性があり、先行き不透明な状況で推移すると予測しております。我が国経済のみならず世界経済への長期的な影響が懸念されております。この影響に関しては、当社グループを取り巻く事業環境は常に大きく変化しており、今後も連結子会社等が進出している各国の事業状況をさらに詳細に精査する必要があることから、引き続き業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	640,722	1,998,359
受取手形及び売掛金	1,437,772	1,377,697
商品及び製品	248,303	280,523
仕掛品	263,754	278,072
原材料及び貯蔵品	107,638	139,696
未収入金	86,259	95,986
短期貸付金	515,793	518,007
その他	74,652	97,917
貸倒引当金	△322,423	△548,533
流动資産合計	3,052,471	4,237,727
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	106,487	79,214
機械装置及び運搬具（純額）	113,807	125,722
工具、器具及び備品（純額）	8,343	11,854
土地	42,748	4,963
リース資産（純額）	7,972	6,756
有形固定資産合計	279,359	228,510
無形固定資産		
のれん	340,904	335,310
その他	5,371	4,326
無形固定資産合計	346,276	339,637
投資その他の資産		
投資有価証券	84,092	51,819
関係会社株式	2,218,115	505,072
長期貸付金	53,735	61,613
長期未収入金	227,639	231,309
破産更生債権等	10,195	10,195
差入保証金	246,533	228,466
繰延税金資産	2,381	1,875
その他	74,090	73,533
貸倒引当金	△69,548	△323,426
投資その他の資産合計	2,847,234	840,458
固定資産合計	3,472,870	1,408,607
資産合計	6,525,342	5,646,334

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	581, 868	754, 339
短期借入金	627, 370	554, 137
1年内返済予定の長期借入金	56, 629	–
未払法人税等	30, 774	9, 475
未払消費税等	65, 898	52, 620
未払費用	465, 992	538, 857
賞与引当金	60, 410	30, 532
その他	141, 430	167, 231
流動負債合計	2, 030, 375	2, 107, 195
固定負債		
長期借入金	198, 393	5, 204
繰延税金負債	43, 957	36, 230
退職給付に係る負債	205, 684	198, 849
資産除去債務	858, 573	865, 314
その他	81, 903	74, 249
固定負債合計	1, 388, 512	1, 179, 848
負債合計	3, 418, 887	3, 287, 043
純資産の部		
株主資本		
資本金	5, 651, 394	5, 651, 394
資本剰余金	2, 818, 925	2, 818, 368
利益剰余金	△6, 290, 174	△6, 665, 357
自己株式	△24, 490	△23, 719
株主資本合計	2, 155, 656	1, 780, 685
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24, 459	29, 910
為替換算調整勘定	△545, 703	△577, 796
その他の包括利益累計額合計	△521, 244	△547, 886
新株予約権	101, 510	113, 645
非支配株主持分	1, 370, 532	1, 012, 846
純資産合計	3, 106, 454	2, 359, 291
負債純資産合計	6, 525, 342	5, 646, 334

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

	(単位：千円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
売上高	6,550,895	6,438,722
売上原価	4,729,812	4,768,393
売上総利益	1,821,083	1,670,329
販売費及び一般管理費	1,814,466	1,848,443
営業利益又は営業損失 (△)	6,617	△178,114
営業外収益		
受取利息	15,743	15,139
受取配当金	2,972	2,896
為替差益	43,421	134,620
その他	31,872	34,902
営業外収益合計	94,011	187,558
営業外費用		
支払利息	9,320	7,575
訴訟関連費用	23,279	14,190
持分法による投資損失	313,346	609,117
貸倒引当金繰入額	2,381	30,247
その他	12,379	5,878
営業外費用合計	360,707	667,008
経常損失 (△)	△260,079	△657,564
特別利益		
投資有価証券売却益	1,280	-
関係会社株式売却益	-	102,433
特別利益合計	1,280	102,433
特別損失		
減損損失	-	1,678
特別損失合計	-	1,678
税金等調整前四半期純損失 (△)	△258,798	△556,809
法人税、住民税及び事業税	36,377	18,361
法人税等調整額	2,557	△470
法人税等合計	38,935	17,890
四半期純損失 (△)	△297,734	△574,700
非支配株主に帰属する四半期純損失 (△)	△110,878	△198,959
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	△186,855	△375,741

四半期連結包括利益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
四半期純損失(△)	△297,734	△574,700
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,747	△5,380
為替換算調整勘定	216,078	△27,962
持分法適用会社に対する持分相当額	267,317	△12,200
その他の包括利益合計	490,144	△45,543
四半期包括利益	192,409	△620,244
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	71,710	△404,257
非支配株主に係る四半期包括利益	120,699	△215,987

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当社の連結子会社である常盤ゴム株式会社につきまして、当社は同社の株式を保有しておりませんが、当社代表取締役社長兼最高経営責任者である此下竜矢氏が同社の議決権を100%保有し、同社の取締役が此下竜矢氏と当社の連結子会社取締役の2名体制であるため当社及び当社連結子会社の取締役が同社の意思決定機関の過半数を占めていることから、支配関係が認められると判断し、当社の持分はゼロであるものの同社を当社の連結の範囲に含めておりました。

2025年6月23日に開催されました同社株主総会において、新たに2名の取締役が選任された旨の連絡を受け、当社の支配関係を再考した結果、当社及び当社連結子会社の取締役の比率が同社の意思決定機関の過半数を満たさなくなったことにより、当社の支配関係は認められないため、第1四半期連結会計期間の期首から連結の範囲から除外しております。

持分法適用の範囲の変更

当社の連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスは、2025年4月29日付で持分法適用関連会社であるEngine Property Management Asia Co., Ltd. (以下、「E P M A」という。) 及びP. P. Coral Resort Co., Ltd. (以下、「P P C」という。) の株式を譲渡しております。これにより、第1四半期連結会計期間の期首からE P M A及びP P Cを持分法適用の範囲から除外しております。

(追加情報)

(Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイS E C指摘G L H融資取引に関する悪影響について)

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「G L」という。) の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中) が保有していた貸付債権等 (以下「G L H融資取引」という。) に関する不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイS E C指摘G L H融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局 (以下「タイD S I」という。) による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイS E Cの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の(追加情報)に関する注記 (JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について) に記載のとおり、当該タイS E C指摘G L H融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

これらタイD S Iの調査や訴訟の展開次第では、当社グループが保有するG L持分法投資 (当第3四半期連結会計期間末の持分法適用関連会社株式簿価4億円) の評価等に影響が生じる可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、四半期連結財務諸表には反映しておりません。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)

当社持分法適用関連会社であるG Lが発行した総額1億80百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「J T A」という。) は、G LがタイS E Cから2017年10月16日及び同月19日にG L

元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

J T Aが行っている主な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。これらの訴訟の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

(1) J T Aが行っている主要な訴訟の概要

イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018年1月9日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社であるJ T Aは、当社持分法適用関連会社G Lの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。G Lといたしましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたというなどを理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (E HA) 暫定的資産凍結命令訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(E HA)損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にE HAに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、1億95百万米ドルまでの通常の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており、現在も継続しております。

ハ) (E HA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J TAは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD. (以下「E HA」という。) 他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J TAがGLに対して実施した投資（転換社債合計2億1千万米ドル及びGL株式の購入他5億27百万タイバーツ）について、GLHが他の被告と共に謀し、J TAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にE HAも参画しているという主張からE HA他1社に対し損害賠償請求を求めております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J TAは、シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J TAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

二) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J TAが当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主であるA.P.F. Group Co., Ltd. ※に対して、此下益司氏及びGLの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J TAが24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主A.P.F. Group Co., Ltd. ※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に当社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、J T Aは、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T Aが行った投資（1億24百万米ドル）に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
5. 訴訟の進展	G L H他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息（年利5.33%）並びに訴訟費用30,000SGドルの支払いを命じました。別途、G L H及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから、9,000SGドルの支払いが命じられております。なお、G L H及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、G L Hは2023年4月19日に控訴を行いましたが、2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っておりましたが、2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びG L Hとしては、当該損害賠償請求金額相当金額が、当社持分法適用関連会社G L Hの連結財務諸表において負債として計上されており、財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

ヘ) (G L H) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息（年利5.33%）並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息（年利5.33%）並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール共和国高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がG L Hの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、G L Hの清算手続きが進められております。

ト) (G L) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立てを棄却しました。J T Aの控訴については、2025年2月10日、特別事件控訴裁判所(CASC)にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はG Lより、J T Aがタイ中央破産裁判所に対して、G Lの破産と臨時管財人を選任し、G L取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日にJ T Aのみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該J T Aによる臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所はJ T Aの申立を却下しております。その後J T Aは控訴しておりましたが、2025年12月23日に棄却されたとの報告を受けました。J T Aによる会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後G Lが被った損害に対して補償を追加して、追求していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追求をしてまいります。

チ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2025年6月27日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のイ) (G L) 損害賠償請求訴訟に関連して、当社グループ及びG L関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2025年6月27日にタイ王国民事裁判所においてG Lに対し、第2回投資の元本1億3千万米ドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50タイバーツ(約288億円)を求め、係争となっております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

(2) 当社グループの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、G L及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく謹々と法的対応を進めてまいる所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社といたしましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

(GL Finance PLC. のファイナンスリーシングライセンス取消と会社清算について)

当社持分法適用関連会社G Lの子会社であったGL Finance PLC. (以下、G L F) は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、G L Fでは、清算人を選定し、清算手続きに入っております。

当社の連結業績に与える影響につきましては、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性がありますが、情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定した数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響等が判明した場合には、適時適切に公表してまいる所存です。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	3,418,106	872,182	1,682,162	561,281	6,533,733
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,418,106	872,182	1,682,162	561,281	6,533,733
セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))	198,755	△34,004	92,236	182,220	439,207

	その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	17,162	—	6,550,895
セグメント間の内部 売上高又は振替高	289,350	△289,350	—
計	306,513	△289,350	6,550,895
セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))	△72,284	△360,306	6,617

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△360,306千円には、全社費用△379,110千円、その他の調整額18,804千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	3,686,759	910,068	1,296,507	520,099	6,413,434
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,686,759	910,068	1,296,507	520,099	6,413,434
セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))	212,016	△45,395	26,240	92,831	285,693

	その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	25,288	—	6,438,722
セグメント間の内部 売上高又は振替高	296,797	△296,797	—
計	322,085	△296,797	6,438,722
セグメント利益又は損失(△) (営業利益又は損失(△))	△81,679	△382,128	△178,114

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△382,128千円には、全社費用△388,494千円、その他の調整額6,366千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	33,520千円	35,085千円
のれんの償却額	26,913〃	27,042〃

3. その他

継続企業の前提に関する重要事象等

前連結会計年度に引き続き当第3四半期連結累計期間においても、下記1、2、3の事象が発生しておりますが、これらについて、以下の対応策を実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えております。継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

「1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しております。当該請求は法的に無効と考えております。

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えております。GL及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいる所存であり、JTAに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社といたしましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

「3. GL Finance PLC. のファイナンスリーシングライセンス取消と会社清算について」に記載した事項につきましては、当社の連結業績に与える影響につきまして、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性がありますが、情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定した数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響等が判明した場合には、適時適切に公表してまいる所存です。

1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD.（清算手続中）が保有していた貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関するG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」という。）による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、（追加情報）に関する注記（JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について）に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるGLが発行した総額1億80百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「JTA」という。）は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている主な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。これらの訴訟の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

(1) JTAが行っている主要な訴訟の概要

イ) (GL) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018年1月9日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社持分法適用関連会社GLの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受けた投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならぬ条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAは、タイにおいて、GL、GL取締役3名、並びに此下益司氏に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (EHA) 暫定的資産凍結命令訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(EHA)損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、1億95百万米ドルまでの通常の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており、現在も継続しております。

ハ) (E HA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD. (以下「E HA」という。) 他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J T AがG Lに対して実施した投資（転換社債合計2億1千万米ドル及びG L株式の購入他5億27百万タイバーツ）について、G L Hが他の被告と共に謀し、J T Aに投資を促すために、G Lの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にE HAも参画しているという主張からE HA他1社に対し損害賠償請求を求めております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ニ) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aが当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主であるA.P.F. Group Co., Ltd. ※に対して、此下益司氏及びG Lの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aが24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主A.P.F. Group Co., Ltd. ※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に当社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、J T Aは、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T Aが行った投資（1億24百万米ドル）に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
5. 訴訟の進展	G L H他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息（年利5.33%）並びに訴訟費用30,000SGドルの支払いを命じました。別途、G L H及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから、9,000SGドルの支払いが命じられております。なお、G L H及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、G L Hは2023年4月19日に控訴を行いましたが、2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っておりましたが、2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びG L Hとしては、当該損害賠償請求金額相当金額が、当社持分法適用関連会社G L Hの連結財務諸表において負債として計上されており、財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

ヘ) (G L H) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息（年利5.33%）並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息（年利5.33%）並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール共和国高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がG L Hの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、G L Hの清算手続きが進められております。

ト) (G L) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立てを棄却しました。J T Aの控訴については、2025年2月10日、特別事件控訴裁判所(C A S C)にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はG Lより、J T Aがタイ中央破産裁判所に対して、G Lの破産と臨時管財人を選任し、G L取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日にJ T Aのみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該J T Aによる臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所はJ T Aの申立を却下しております。その後J T Aは控訴しておりましたが、2025年12月23日に棄却されたとの報告を受けました。J T Aによる会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後G Lが被った損害に対して補償を追加して、追求していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追求をしてまいります。

チ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2025年6月27日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のイ) (G L) 損害賠償請求訴訟に関連して、当社グループ及びG L関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2025年6月27日にタイ王国民事裁判所においてG Lに対し、第2回投資の元本1億3千万米ドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50タイバーツ(約288億円)を求め、係争となっております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

3. GL Finance PLC. のファイナンスリーシングライセンス取消と会社清算について

当社持分法適用関連会社G Lの子会社であったGL Finance PLC. (以下、G L F) は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、G L Fでは、清算人を選定し、清算手続きに入っております。

当社の連結業績に与える影響につきましては、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性がありますが、情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定した数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響等が判明した場合には、適時適切に公表してまいる所存です。

以上の通りでありますが、訴訟、会社清算の進捗及び結果次第では、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟の提起等

当社（監査等委員である取締役を除く）取締役の地位確認等請求訴訟

当社は、当社が2021年6月25日に開催した当社第120回定時株主総会において、当社が提案する（監査等委員である取締役を除く）取締役の選任議案（現任取締役6名の再任）に対し、株主から取締役6名（ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦、外国人個人2名、個人2名。ニコラス・ジェームズ・グロノウ、細野敦以外の2名は現任、残り4名は新任。以下、「動議対象者」という。）を推薦する株主動議が提起されましたが、当該株主総会では取締役の選任を行う為の議決権定足数を満たしていなかったこと、及び動議が不適法と当社が判断したことから、当該動議の採択をしませんでした。その後、2022年4月28日に、動議対象者が当社に対し、動議対象者が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）であり、此下竜矢、庄司友彦、渡邊正、戸谷雅美4名については当社の取締役でないという内容の取締役の地位確認等請求訴訟の提起をした旨の特別送達を受領し、訴訟が継続しておりますが、2025年9月26日付で動議対象者6名が当社の取締役としての権利義務を有する地位にあること及び、現取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち、此下竜矢、庄司友彦、渡邊正、戸谷雅美の4名は、当社の取締役及び取締役としての権利義務を有する地位にないことを確認するとの判決が言い渡されました。

当社といたしましては、2021年6月25日の動議は採択されなかつたものと考えておりますので、2025年10月10日に控訴を行い当該訴訟は現在も継続中です。

なお、当社は、2021年6月25日の株主総会における株主総会の運営、提起された動議の状況について、適法に運営され動議は採択されていなかつたと考えておりますので、証拠に基づいた厳正かつ慎重な審理によって事実の確認を進めていただくべく、2022年5月10日付けでA.P.F. Group Co., Ltd. が、当社の株主でないことの確認を求めた本訴を提起し現在も継続中です。

今後の対応について

当社は、法的な要件を満たした現任取締役がこれまでと変わらず取締役としての職務執行を遂行しております。2021年6月25日の当社株主総会は適法に実施され動議は採択されなかつたと考えておりますので、今後控訴審で当社の主張を証明していくとともに、当社が提起した本訴につきましては、証拠に基づいた厳正かつ慎重な審理によって当社株主の存在（及び不存在）を確認する為の行為であり、上場会社として適切なコーポレートガバナンスを維持するべく、肅々とその対応を進めてまいります。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月13日

昭和ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士 吉澤 将弘
----------------	-------------

業務執行社員	公認会計士 萩原眞治
--------	------------

限定付結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

（追加情報）に関する注記（Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について）に記載のとおり、会社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD.（清算手続中）が保有していた貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けた。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時に全額損失処理済みだが、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」という。）による調査が継続しており、現在も未解決事項となっている。当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引について、追加的な検討を行ったものの、監査の限界であり、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。また、（追加情報）に関する注記（JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について）に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中である。シンガポール共和国での損害賠償訴訟ではシンガポール高等裁判所がGLHに1億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年3月4日、GLHの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりGLHの清算手続きが進められている。さらに、（追加情報）に関する注記（GL Finance PLC. のファイナンスリーシングライセンス取消と会社清算について）に記載のとおり、GL子会社であったGL Finance PLC.（以下、GLF）が、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社の清算についての通知を受け、GLFでは清算人が選定され清算手続が進められている。

上記のタイDSIの調査、関連する訴訟、GLH清算手続、GLF清算手続次第では、会社グループが保有するGL持分法投資（当第3四半期連結累計期間末の関係会社株式簿価4億円）の評価等に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、四半期連結財務諸表には反映されていない。

当監査法人は、これらのタイSEC指摘GLH融資取引に関する影響について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができていない。

当監査法人は、上記の監査範囲の制約の影響について金額的重要性はあるがGL持分法投資等の特定の勘定に限定されるもので広範ではないと判断できしたことから、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。これらは、当連結会計年度の第3四半期連結累計期間においても解消していないため、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(四半期決算短信開示会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。